

高規格救急自動車（トヨタ）売却仕様書

1 売却物品

区分	6-1
登録番号	一時抹消登録予定
初年度登録	平成20年10月
用途等	特種
車名	トヨタ
車検満了日	令和6年10月30日
走行距離	227,628km
最大積載量	—
総排気量又は定格出力	2.69kw/l
燃料の種類	ガソリン
売却台数	1台
車体の形状	救急車
形式	CBF-TRH226S
乗車定員	7人

※ 走行距離は、敷地内移動等により増える可能性があります。

2 引渡し場所

備北地区消防組合が指定する場所

3 名義変更等にかかる諸費用

名義変更等にかかる諸費用は、落札者負担とする。また、自賠責保険料の備北地区消防組合への還付は不要。

4 搬出方法

備北地区消防組合が指定する日時までに、落札者自らが車両を搬出する。また、施設の運営に支障をきたさないよう搬出しなければならない。

5 売却代金の納付

落札者は、銀行振込により売却代金を令和6年5月28日（火）14:30までに備北地区消防組合が納付を確認できるよう、備北地区消防組合が指定する口座へ一括で納付する。

なお、納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

6 引渡し

- 売却物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。
- 自動車の場合は、備北地区消防組合より落札者に「一時抹消登録証明書」、「譲渡証明書」をお渡ししますので、落札者により「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所で所有者移転登録（名義変更）または「所有者変更記録申請」の手続きを行ってください。

- ・ 手続き終了後、すみやかに所有者変更後の「自動車検査証」、「登録識別情報等通知書」、「輸出予定届出証明書」または「永久抹消登録／解体届出手続き完了のお知らせ」等の写しを備北地区消防組合に提出してください。なお、手続きに係る一切の費用は落札者の負担となります。

7 引渡し期限

令和6年6月14日（金）

8 その他

- (1) 売却物品は現状渡しとする。
- (2) 物品の引渡し完了後は、当該車両構造及び損傷箇所等に対する修繕等の要求及び、不要物品等の引取要求は、一切受け付けないものとする。
- (3) 備北地区消防組合インターネット公有財産売却ガイドラインに同意すること。